

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

鹿島建設 株式会社
東京都港区元赤坂1-3-1

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和3年8月6日～令和3年9月5日（1ヵ月）
東北区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

3 指名停止理由

鹿島建設株式会社の元社員は、環境省福島地方環境事務所発注の福島県富岡町の被災建物等解体撤去等工事において、下請事業者から金銭を受領したにもかかわらず、確定申告をせず所得税を免れたとして、令和3年6月29日に所得税法違反で仙台地方検察庁より起訴された。

このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から当該区域を対象として1ヵ月以上9ヵ月以内